

○介護保険サービス事業者等監査要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2、第114条の規定に基づき、次の各号に定める介護サービス事業者及びその他の者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）
- (2) 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）
- (3) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）
- (4) 指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）
- (5) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）
- (6) 介護医療の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下

「介護医療院開設者等」という。)

- (7) 平成 18 年旧介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）
- (8) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービスの事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）
- (9) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）第 5 条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 5 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は旧指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）
- (11) 指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）

（監査方針）

第 2 条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第 4 条第 4 項に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第 3 条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・指定権限を持つ三条市以外の保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 法第115条の35項第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った市又は新潟県（以下「県」という。）がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

（監査方法等）

第4条 監査の方法等は次のとおりとする。

1 報告等

市は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(1) 実地検査等

市は、指定権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を県に対し行うものとする。

また、指定権限が三条市以外の保険者にある指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等及び指定地域密着型介護予防サービス事業者等について、実地検査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限がある三条市以外の保険者に対し行うものとする。

なお、県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が行う総合的な調整を基に県の指示により実施するものとする。

(2) 指定基準違反の際の通知

市は、指定基準違反と認めるときは、文書によって県に通知を行うものとする。

なお、県と三条市が同時に実地検査を行っている場合には、省略すること

ができるものとする。

また、指定権限が三条市以外の保険者にある指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等及び指定地域密着型介護予防サービス事業者等について、基準違反と認めるときは、文書によって指定権限がある三条市以外の保険者に通知を行うものとする。

2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

市は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 県との連携

指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し、第4項に規定する「行政上の措置」を行う場合には、事前に県に情報提供を行うものとする。

4 行政上の措置

市は、指定基準違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を順守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由なくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

なお、命令した場合には、その旨を公表しなければならない。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書による報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

市は、指定基準違反の内容等が法第5章に掲げる「指定の取消し等」、「許

可の取消し等」に該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

5 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

6 経済上の措置

(1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に関する保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

(2) 命令又は指定の取消処分等を行った場合には、当該サービス事業者に対し、原則として法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。